

平成27年9月

議案説明資料

ページ

議案第192号	平成27年度福岡市一般会計補正予算案（第2号）……………	1
議案第198号	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案……………	5
議案第199号	福岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例案……………	9
議案第204号	福岡市職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例案……………	18

総務企画局

議案第192号

平成27年度 一般会計補正予算案（第2号）

〔歳 出〕

款	項	目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	1. 総務 管理費	11. 情報化 推進費	2,232,684	63,000	2,295,684
歳出合計			2,232,684	63,000	2,295,684

(単位：千円)

節		説		明
区 分	金 額	区 分	金 額	
13. 委託料	63,000			1. 電子市役所の構築推進の増額 63,000 ・ 社会保障・税番号制度のコールセンターを設置することによる増
	63,000			

電子市役所の構築推進（番号制度対応経費）の補正について

1 補正概要

補正額 63,000千円（委託料）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）が10月に施行され、国民一人ひとりにマイナンバーが通知される。

通知は、通知カードを世帯ごとに送付する方法となり、福岡市の場合は約74万世帯に簡易書留で送られる。

市民からの問い合わせが各区役所に集中すると、区役所の業務全般に支障が生じ、市民サービスの低下を招く恐れがあるため、マイナンバーのコールセンターを設置する必要があることから、増額補正するもの。

2 コールセンターの概要

(1) 対応するお問い合わせ内容

[福岡市マイナンバーコールセンターで主に対応]

- ・通知カードの不着に関する問い合わせ
- ・個人番号カードの交付に関する問い合わせ

[地方公共団体情報システム機構（J-LIS）のコールセンターで対応]

- ・通知カード・個人番号カードの紛失に関する受付

[内閣府のコールセンターで対応]

- ・番号制度全般に関する問い合わせ
- ・民間事業者からの問い合わせ

(2) 設置期間 平成27年10月中～平成28年3月31日

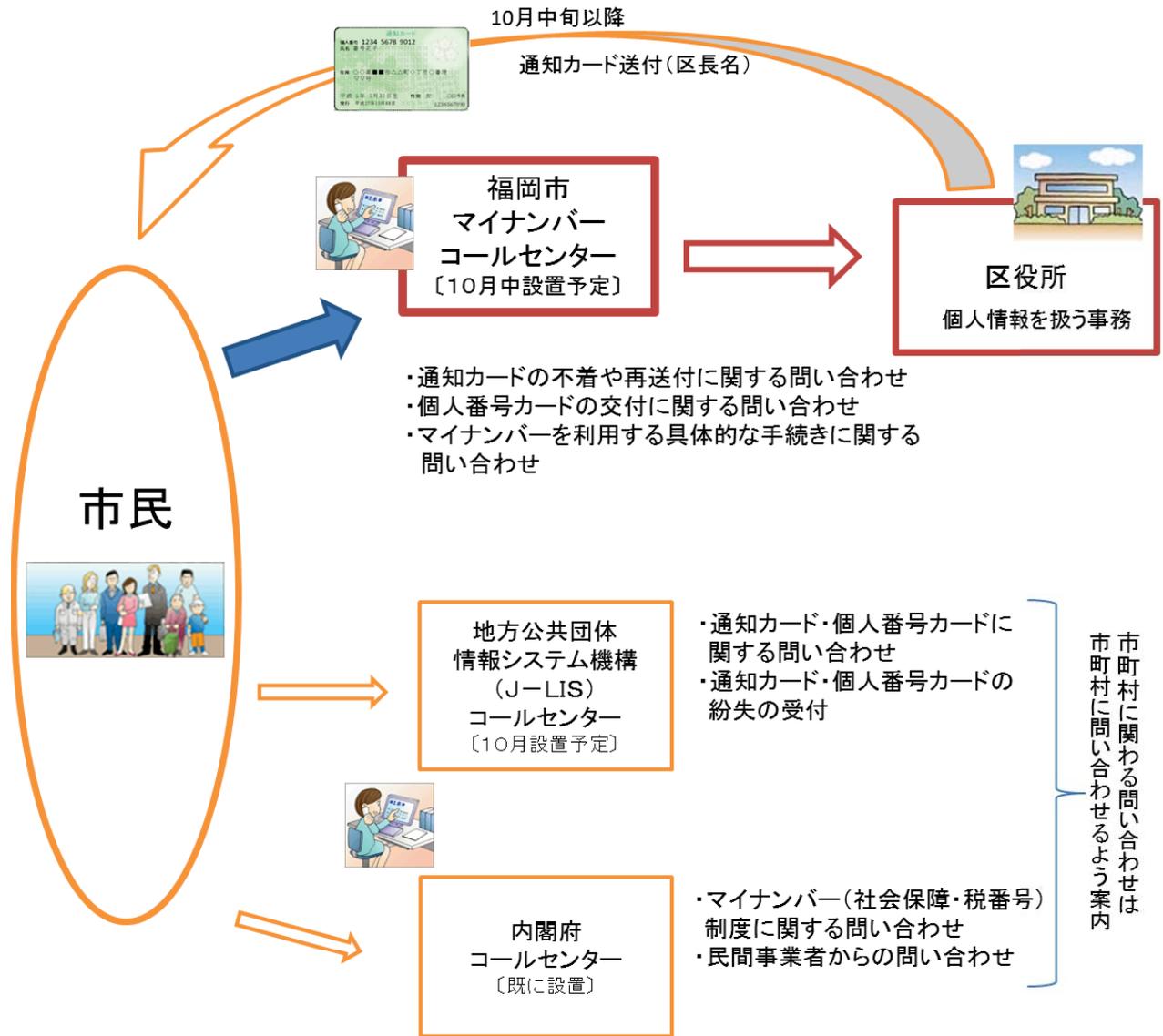
問い合わせが集中する時期には、土日祝日も稼働

(3) 想定コール数 最大1500件/日

(4) 外国語対応 英語・中国語・韓国語（予定）

(5) 実施方法 コールセンター運営を民間事業者に委託

コールセンターイメージ図



福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案の概要

第 1 制定の理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）の施行に伴い、本市における個人番号の利用に関し必要な事項を定める必要がある。

第 2 条例案の内容

1 個人番号の利用範囲（第 4 条関係）

- (1) 市は、番号法別表第 2 に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができることとする。
- (2) 別表に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができることとする。
- (3) 上記(1)(2)の規定により特定個人情報の利用ができる場合においては、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているものについても、当該書面の提出があったものとみなすことができることとする。

第 3 施行期日

平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

（参考）パブリック・コメントの実施結果

- 1 実施期間 平成 27 年 7 月 9 日（木）～平成 27 年 8 月 7 日（金）
- 2 意見提出者 1 名（意見数 1 件）
- 3 意見の概要
マイナンバー制度全般に関する意見 1 件
- 4 パブリック・コメントを踏まえた主な修正箇所
なし

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤

公平・公正な社会の実現

- ・ 社会保障の給付と税負担の公平化
- ・ 行政側からの積極的なサービスの提供

国民の利便性の向上

- ・ 行政手続の簡素化（添付書類の削減など）
- ・ マイナポータル(情報提供等記録開示システム)の導入

行政の効率化

- ・ 情報の照合や入力などの大幅な削減
- ・ 情報連携による重複した作業の削減

➤ 平成27年10月 国民一人ひとりにマイナンバーを通知

- ・ マイナンバー(個人番号)が記載された「通知カード」を送付

通知カード(案)



➤ 平成28年1月

社会保障・税・災害対策の行政手続での利用開始

- ・ 法律で定められた事務(年金, 雇用保険, 医療保険, 生活保護や福祉の給付, 税の確定申告など)に限って, マイナンバーの利用を順次開始

個人番号カードの交付開始

- ・ 通知カードに同封された書類での申請により「個人番号カード」を交付
(※住基カードの新規発行は平成27年12月末で終了)

(裏面案)

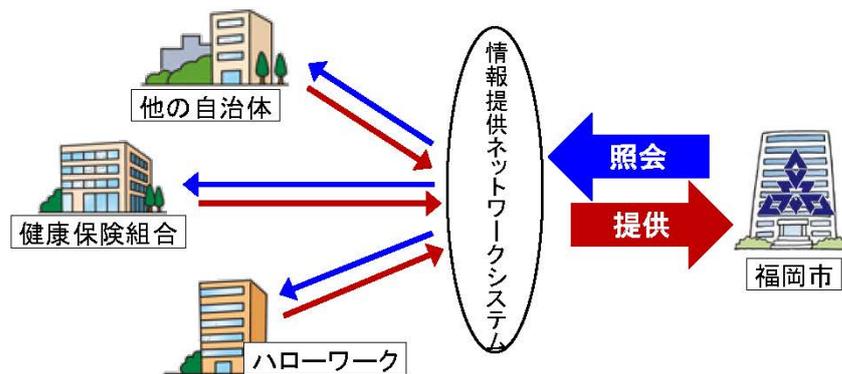
(表面案)



【安心・安全の確保】

- ・ 法律で定められた目的以外での, マイナンバーの利用や他人への提供は禁止
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため特定個人情報保護評価の実施
- ・ 法律の趣旨にのっとり各地方公共団体において必要な条例を整備
- ・ マイナポータルによる情報提供等記録の開示

➤ 平成29年7月 地方公共団体での情報連携開始



利用範囲拡充へ

- (今国会法案成立) 預貯金口座付番, 健診等の医療分野
- (検討中) 戸籍事務, 旅券事務, 自動車登録等事務

将来的には利用範囲のさらなる拡大が見込まれる

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務の区分に応じ、当該事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

2 市長は、別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、当該事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表

事 務	特 定 個 人 情 報
1 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関

収に関する事務であって規則で定めるもの	する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
2 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報，住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 介護保険法による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は年金給付関係情報であって規則で定めるもの
6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報，住民票関係情報，生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの

福岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例案の概要

第 1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）が施行され、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）について厳格な保護措置が定められたこと等に鑑み、福岡市においてもその適正な取扱いについて必要な措置を定める必要があるもの。

第 2 改正の内容

1 番号法の趣旨を踏まえた特定個人情報を保護するための措置等

(1) 特定個人情報の目的外利用及び外部への提供の制限（第 10 条の 2）

厳格な保護措置のため、番号法が認める場合のほか、目的外利用ができる場合を「生命・身体・財産を保護する場合」に限定し、また外部への提供は禁止する。

なお、現行条例では、法令の定めがあるときや公益上の必要がある場合等には目的外利用・提供ができることとしている。

(2) 開示・訂正・利用停止請求の任意代理人への拡大（第 18 条第 3 項、第 19 条第 2 項、第 33 条第 2 項、第 42 条第 2）

特定個人情報の不正な提供等を本人が確認できる利便を拡充するため、開示・訂正・利用停止請求を任意に選任した代理人にも認める。

なお、現行条例では、法定代理人等のみ認めている。

(3) 他の開示制度との重複の容認（第 69 条）

現行条例では、他制度に同様の開示制度がある場合は開示請求はできないが、特定個人情報についてはマイナポータルにより簡易・迅速な開示制度が設けられるため、他の制度と重複して開示請求を認める。

(4) 利用停止事由の拡大（第 42 条第 1 項）

番号法及び条例の特定個人情報の規制を担保するため、それらの規定に違反した取扱いをした場合（目的外利用制限、提供制限等違反）にも、停止請求を認めること。

なお、現行条例では、①個人情報の不適法な取得、②目的を超えた個人情報の保有の場合に利用停止請求ができる。

- (5) 情報提供等記録（ログ記録）に関する特例（第 10 条の 2 第 2 項，第 28 条第 1 項，第 41 条）

「情報提供等記録」は情報提供ネットワークシステムによる不正な情報のやり取りを抑止するため，照会者・提供者，日時，情報の項目等を自動的に記録（ログ記録）するものであり，その特性に応じ，目的外利用・提供の禁止，利用停止請求の適用除外，訂正時の通知先の特例等を定める。

2 その他所要の改正

- (1) 用語の定義（第 2 条）

「個人番号」，「特定個人情報」，「保有特定個人情報」，「情報提供等記録」の用語について定義規定を設ける。

- (2) 条例で定める電子計算機結合時の手続の特例（第 12 条）

特定個人情報は保護評価手続が定められていること等を考慮し，番号法による「情報提供ネットワークシステム」への接続時の個人情報保護審議会に意見を聴く手続を省略する。

- (3) その他の規定の整理

第 3 施行期日

- (1) 目的外利用，提供の制限等に関する改正規定 平成 27 年 10 月 5 日
(2) 例外的目的外利用，開示請求等に係る改正規定 平成 28 年 1 月 1 日
(3) 情報提供等記録等に関する改正規定 規則で定める日（平成 29 年予定）

（参考）パブリック・コメントの実施結果

- 1 実施期間 平成 27 年 7 月 3 日（金）から 8 月 2 日（日）まで
2 意見提出者 1 名（意見数 1 件）
3 意見の概要
マイナンバー制度全般に関する意見 1 件
4 パブリック・コメント等を踏まえた主な修正箇所
なし

福岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現 行	改正案
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(3) 保有個人情報 実施機関の職員（地方独立行政法人福岡市立病院機構、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(3) 保有個人情報 実施機関の職員（地方独立行政法人福岡市立病院機構、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(9) <u>個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。</u></p> <p>(10) <u>特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。</u></p> <p>(11) <u>保有特定個人情報 保有個人情報のうち特定個人情報であるものをいう。</u></p> <p>(12) <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p>

現 行	改正案
<p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務又は事業(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 第10条第2項の規定に基づき、保有個人情報を経常的に利用し、又は提供する場合には、その利用の範囲又は提供先</p> <p>(7) 略</p> <p>(利用及び提供に関する制限)</p> <p>第10条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供してはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務又は事業(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 第10条第2項又は第10条の2第3項ただし書の規定に基づき、保有個人情報を経常的に利用し、又は提供する場合には、その利用の範囲又は提供先</p> <p>(7) 略</p> <p>(利用及び提供に関する制限)</p> <p>第10条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供してはならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>(保有特定個人情報の利用及び提供に関する制限)</u></p> <p><u>第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 実施機関は、保有特定個人情報を当該実施機関以外の者へ提供してはならない。ただし、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p>

現 行	改正案
<p>(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第11条 実施機関は、<u>前条第2項の規定に基づき</u>、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることを求めるものとする。</p> <p>(電子計算組織の結合に関する制限)</p> <p>第12条 実施機関は、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときでなければ、保有個人情報の取扱いに当たり、市の機関以外の者との間において通信回線による電子計算組織の結合を行ってはならない。</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 次に掲げる者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人</p> <p>(2) 保佐人、補助人又は任意後見人（家庭裁判所の審判又は任意後見契約により、開示請求について代理権を付与されていると認められる者に限る。）</p> <p>(新設)</p>	<p>(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第11条 実施機関は、<u>第10条第2項又は第10条の2第3項ただし書の規定に基づき</u>、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることを求めるものとする。</p> <p>(電子計算組織の結合に関する制限)</p> <p>第12条 実施機関は、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときでなければ、保有個人情報の取扱いに当たり、市の機関以外の者との間において通信回線による電子計算組織の結合を行ってはならない。<u>ただし、番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムについては、この限りでない。</u></p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 次に掲げる者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人</p> <p>(2) 保佐人、補助人又は任意後見人（家庭裁判所の審判又は任意後見契約により、開示請求について代理権を付与されていると認められる者に限る。）</p> <p><u>3 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）は、当該本人に代わって開示請求（保有特定個人情報の開示の請求に限る。）をすることができる。</u></p>

現 行	改正案
<p>(開示請求の手続)</p> <p>第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）</p> <p>(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、当該本人の法定代理人等であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(開示請求の手続)</p> <p>第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）</p> <p>(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項又は第3項の規定による開示請求にあつては、当該本人の法定代理人等又は任意代理人（以下「代理人」と総称する。）であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第20条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者（<u>第18条第2項の規定により法定代理人等</u>が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第29条第1項において同じ。）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2)～(7) 略</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第20条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者（<u>第18条第2項又は第3項の規定により代理人</u>が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第29条第1項において同じ。）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2)～(7) 略</p>

現 行	改正案
<p>(事案の移送)</p> <p>第28条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2, 3 略</p>	<p>(事案の移送)</p> <p>第28条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。第40条第1項及び第42条第1項において同じ。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2, 3 略</p>
<p>(訂正請求権)</p> <p>第33条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。</p> <p>2 第18条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。</p>	<p>(訂正請求権)</p> <p>第33条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。</p> <p>2 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。</p>
<p>(事案の移送)</p> <p>第40条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第28条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2, 3 略</p>	<p>(事案の移送)</p> <p>第40条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第28条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2, 3 略</p>

現 行	改正案
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第41条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第42条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第8条の規定に違反して収集されているとき、又は第10条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第10条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 第18条第2項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第41条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先<u>（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））</u>に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第42条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第8条の規定に違反して収集されているとき、又は第10条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第10条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>(3) <u>次のアからウまでのいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</u> <u>ア 第10条の2第1項及び第2項ただし書の規定に違反して利用されているとき。</u> <u>イ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</u> <u>ウ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。</u></p> <p>(4) <u>第10条の2第3項本文の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</u></p> <p>2 第18条第2項の規定は前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について、<u>同条第3項の規定は前項第3号又は第4号の規定による利用停止請求について準用する。</u></p>

現 行	改正案
<p>(法令又は他の条例等との調整)</p> <p>第69条 法令又は他の条例等に、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を受けることができる旨が定められ、又は当該保有個人情報の訂正若しくは利用停止に関する特別の手続が定められている場合には、当該保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、当該法令又は他の条例等の定めるところによる。</p>	<p>(法令又は他の条例等との調整)</p> <p>第69条 法令又は他の条例等に、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を受けることができる旨が定められ、又は当該保有個人情報の訂正若しくは利用停止に関する特別の手続が定められている場合には、当該保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、当該法令又は他の条例等の定めるところによる。<u>ただし、保有特定個人情報の開示については、当該法令若しくは他の条例等又はこの条例の定めるところにより、行うことができる。</u></p>

福岡市職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

第 1 改正の理由

地方公務員等共済組合法等の一部改正に伴い、関係条例に引用する規定の整備を行う必要がある。

第 2 改正の内容

1 福岡市職員の再任用に関する条例の一部改正

改正箇所	改正前	改正後
附則第 2 項	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の 2 第 1 項第 1 号	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号

2 福岡市職員退職手当支給条例の一部改正

改正箇所	改正前	改正後
第 4 条第 1 項第 2 号	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第 2 項	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第 2 項

第 3 施行期日

平成27年10月 1 日から施行する。